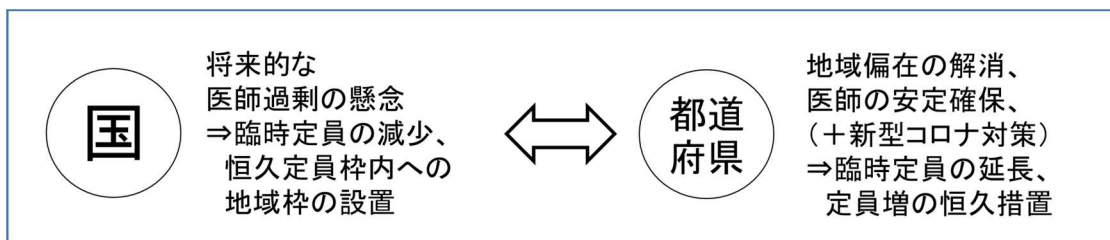


## 医学部地域枠志願（入学）に関する同意書について

### 1 経緯

- 国では、地域枠の設定及びその他の偏在対策により、各都道府県において医師の定着における一定の効果を認める一方で、今後、マクロ需給推計により医師が供給過剰となる観点から将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について医師需給分科会等で検討が行われている。
- 県は全国知事会要望等を通じ、他の都道府県と足並みを揃え、医学部臨時定員増の期間延長を求めている一方で、国は将来的な臨時定員の削減及び恒久定員内への地域枠の設定の推進を研修会資料等で公表している。
- 令和2年度に開催した地域医療センター運営委員会において、これまでの地域枠の取組、実績等について振り返りの議論を行い、地域医療に一定の効果があるとして、令和5年度以降も地域枠医師制度を維持していくことを結論付けた。（なお、地域枠の定員のあり方（臨時・恒久）については令和3年度の継続議論とした。）

#### <参考>現時点における国と都道府県の地域枠に対する想定イメージ



- なお、令和4年度の臨時定員は、令和2・3年度と同様の方法（県内4大学各5名、計20名の臨時定員増）で行う国の方針が決定し、令和5年度の医学部定員も、歯学部振替枠を除き、これまでと同様の方法で設定する方針が大筋で認められている。

### 2 課題

- 令和3年2月に厚労省から文科省あて通知「令和4年度の地域枠等の定義について」が発出され、「令和4年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては「地域枠」の定義を満たしていることを確認する。」ことを大学あて通知された。
- 県及び大学は「入学手続時に、本人と従事要件に誓約した書面（誓約書）」を交わしているが、この地域枠の定義の中で、「志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。」ことが新たな条件に示された。
- そのため、令和3年3月に開催した地域医療支援センター運営委員会において協議し、国が示した離脱事由例を基に、離脱に関する方針の整理を行った。

#### ○地域医療支援センター運営委員会委員の主な意見

- ・国が事例に示す「他の都道府県での就労希望」を離脱条件とすることに違和感がある。
- ・「体調不良」の定義が曖昧。複数の医師、医療機関による診断を要する形にすべき。
- ・離脱ありきではなく、義務を履行してもらうことを優先すべき。

- なお、令和3年8月2日付け厚労省事務連絡「令和4年度の「地域枠」による医学部入学定員増について」において、県内4大学各5名、計20名の臨時定員増が認められたことにより、国と都道府県・大学間で定員増に伴う関連手続きを進めている。

### 3 検討方針

- 国担当者あて問合せを行ったところ、同意書について「全国統一的な様式、ひな形は示す予定はない。」との回答があったため、地域医療支援センター運営委員会の議論及び他県の取組を参考に作成した同意書（案）を現行の誓約書に代えて使用することとしたい。
- 国からは志願時の書面同意が求められているが、令和4年度については不要な混乱を避けるため入学手続き時に同意書を取得することとしたい。  
(令和4年度は、同意書と現行の誓約書の両方を入学手続き時に取得し、令和5年度以降は同意書のみを志願時に取得する。)

### 4 スケジュール

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 令和3年9月2日           | 医療対策協議会にて同意書（案）について協議<br>⇒協議会で意見がまとまらなかったため、修正同意書（案）を持ち回りで再協議することを確認  |
| 9月30日～10月12日       | 修正同意書（案）を再協議（持ち回り）<br>⇒修正同意書（案）について委員賛成   |
| 10月～11月            | 各大学と同意書の文面を調整、確定<br>⇒4大学ともに原案了承。<br>なお、今回の国通知では、同意取得の対象外となっていた恒久定員（横浜市大地域医療枠）について、横浜市立大学と検討を行い、臨時定員と同様に入学者から同意を取得することとした。 |
| 令和3年12月～<br>令和4年4月 | 令和4年地域枠入学者から入学手続き時に同意書を収受   |
| 令和4年度10月～          | 令和5年地域枠志願者から志願時に同意書を収受  |